

# あなたの身近に。 民生委員・児童委員 にご相談ください。

## 民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は家庭生活や介護、子育てなどの悩みを持つ人の気軽な相談相手として、厚生労働大臣より委嘱された地域のボランティアです。

三島市では、現在197人が声かけ、訪問などを通して地域のきずなづくりをしているほか、市内8地区に

問合せ 福祉総務課 (☎983-2610)

分かれ、地区会長を中心に定期的に研修会を開催し、見識の向上に努めています。

相談が必要になりましたら、まず福祉総務課にお尋ねください。担当の民生委員・児童委員を紹介します。

## 主な仕事

### ①皆さんの相談役

暮らしの中で悩みや問題が生じた時に一緒に考え、解決の糸口を探します。

### ②市役所などとのパイプ役

市役所、福祉施設、各種団体と皆さんを結ぶパイプ役を務めます。

### ③子どもたちの健全育成のアンテナ役

主任児童委員と協力し、子どもについての悩みなどの問題解決に取り組みます。

## 皆さんを守るサポート体制

相談者から伺った相談内容に合わせて、以下の機関と協力してサポートにあたります。

- ・行政機関…県や市などの福祉サービス
- ・地域包括支援センター…高齢者の総合相談
- ・学校…児童や生徒の見守り
- ・福祉施設…高齢者などの生活をサポート
- ・社会福祉協議会…地域の福祉サービスやボランティアとの橋渡し

## 民生委員・児童委員地区会長の皆さん



▲北地区・永岡委員



▲北上地区・三浦委員

市内8地区の地区会長は、地区を代表して関連行事などに参加したり、民生委員・児童委員の見識を向上させるための研修会や会議を開催し市からの依頼や連絡事項を伝えていきます。



▲中郷東地区・原委員



▲錦田地区・宮川委員



▲東部地区・渡邊委員



▲西部地区・渡邊委員

民生委員・児童委員には守秘義務があります。お気軽にご相談ください。



▲中郷西地区・神戸委員



▲中部地区・多田委員

～敬老標語コンクールと敬老の日特集～

## 子どもと、より楽しく過ごしましょう

### 敬老標語コンクール最優秀・優秀作品 ～子どもたちから心を込めたメッセージ～

9月15日(月・祝)は敬老の日です。市内の小中学生6,547人から素敵な作品が寄せられました。その中から最優秀賞・優秀賞の8点を紹介します。

#### ●小学生の部

##### 最優秀賞

よしのようすけ  
吉野耀介(佐野小5) やさしいね ぼくの自まんの 祖父と祖母

##### 優秀賞

いしわたゆうな  
石渡結奈(南小4) おとしより みんなに笑顔の たねをまく  
げにやこころ  
錢谷卓心(錦田小2) いつまでも げんきでいてね ありがとう  
ゆいみさき  
油井美味(長伏小6) こんにちは そのひとことが すくいの手

#### ●中学生の部

##### 最優秀賞

おがわのえり  
小川乃絵留(山田中3) 祖父母から 受け継ぎ学ぶ 過去と今

##### 優秀賞

かんべあやか  
神戸彩花(南中2) すてきです 毎日笑顔の 祖母が好き  
はやかわさくや  
早川朔耶(北上中3) 年の功 生きてる知識 歩く辞書  
にしほらたくみ  
西原拓未(中郷西中1) 祖父の手は はたらきものもの すごい手だ  
問合せ 長寿介護課(☎983-2609)

### 子育てじいじ養成講座受講生募集

お孫さんと楽しく過ごす技を身につけましょう。

対象 市内在住・在勤のおおむね60歳以上の男性

定員 20人(応募者多数の場合は抽選)

ところ 生涯学習センターなど

費用 2,000円(全6  
回分の材料費など)

日程 右表:各回原  
則午後7時～8時  
30分※都合により  
日程などが変更す  
る場合があります。

回	とき	内容
1	10月9日(木)	バルーンアート①
2	10月23日(木)	料理講座
3	11月6日(木)	バルーンアート②
4	11月20日(木)	手品①
5	12月4日(木)	手品②
6	12月18日(木)	簡単楽しい工作

申込み・問合せ 9月19日(金)までに電話、FAX、はがきのいずれかで、住所、氏名、年齢、電話番号を長寿介護課「子育てじいじ養成講座」係(☎983-2609、FAX975-3456、〒411-8666北田町4-47)へ。 ※市ホームページからも電子申請可

### 子育て応援ボランティアを募集します

市内の公立保育園でのボランティア活動を通して、園児たちや地域との交流を深めましょう。

対象 市内在住のおおむね60歳以上の人

活動内容 園児との交流、園内の環境整備など※内容は園によって異なります。

活動までの流れ ①来庁日時調整②来庁・説明③登録・主に活動する保育園を選択④保育園と調整・活動開始※保険料は市が負担

申込み 随時募集しています。来庁日時をご連絡のうえ、お越してください。 ※認印を持参

問合せ 長寿介護課(☎983-2609)

忘れずに申請をしてください

## 「2つの給付金」の申請はお済みですか

「2つの給付金」の申請期限は9月30日(火)です。支給要件に該当する人は、忘れずに申請をお願いします。

#### ●臨時福祉給付金支給要件

支給対象者 平成26年度分の住民税が課税されていない人※課税されている人に生活の面倒をみてもらっている場合、生活保護の受給者である場合などを除く

支給額 1人につき10,000円、加算対象者は1人につき5,000円を加算

#### ●子育て世帯臨時特例給付金支給要件

支給対象者 次の①②どちらの要件も満たす人

- ①平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給
- ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満

対象児童 支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童※臨時福祉給付金の対象となる児童、生活保護の受給者となっている児童などを除く

支給額 児童1人につき10,000円

申請先 市役所中央町別館玄関ロビー(午前9時～午後5時)※郵送可(〒411-8666北田町4-47)

注意事項 ▶対象となる世帯には6月下旬に申請書などを郵送していますが、紛失された場合などはお問い合わせください。▶公務員の人は証明書と申請書を持参してください。▶受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。

問合せ 市役所給付金窓口(☎975-3939)